



平成 28 年 9 月 28 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報担当

「国立市まちづくり条例」を 10月1日(土)より施行開始します

市では、本年3月31日に制定した「国立市まちづくり条例」について、制定後に市民の皆さまへの説明会を行い、周知や各種基準の検討を行うなど、施行開始に向けて準備を進めてきました。

そして、このたび10月1日(土)に、本条例の施行を開始します。

本条例では、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの将来像の実現に寄与することを目的に、次の仕組みを設けています。

【国立市まちづくり条例とは…】

- 開発事業を計画する事業者が、市と事前協議を行う手続きを定めています。
- 開発事業について、市が事業計画を承認するうえでの各種基準を定めています。
- 事業者と近隣住民が意見調整する仕組みを定めています。
- 地域住民の発意によるまちづくりのルールを、「地区まちづくり計画」として策定することができる仕組みを定めています。

詳しい手続きの流れや本条例の内容については、都市計画課窓口または市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

国立市都市整備部 都市計画課指導係
TEL：042-576-2111（内線362）